

○総務省告示第百三十一号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十九年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八四
営業用バスの標準軽油使用量	一一、七〇〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一三、三二〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、四一〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、六九〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値	○・〇四三三